

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱

高知市町内会連合会

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市町内会連合会(以下「連合会」という。)が、高知市町内会等活動活性化事業費補助金を一括して受け入れることにともない、地区町内会連合会(以下「地区連」という。)及び単位町内会の補助金申請等の事務手続きに関して必要な事項を定めるものとする。尚、総称を『ハッピータウン事業』とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 市内に存する町内会、自治会、自治公民館等を管理運営し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 公衆街路灯 町内会等が所有し、交通安全及び犯罪防止のために設置される照明灯であって、一般の通行に供される道路を終夜に渡り照明するものであること。
- (3) 共架式 電柱その他の既存の柱に設置するものをいう。
- (4) 小柱式 新たに柱等を設置し、当該柱等に設置するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、地区連および町内会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地区連の活動に係る事業(以下「連合会活動事業」という。)
- (2) 町内会等に類似すると市が認める自治組織が次のいずれかに該当する活動を実施する事業(以下「町内会等活動事業」という。)
 - ア 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動
 - イ 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動
 - ウ 地域の情報発信に係る活動
 - エ 地域の環境美化に係る活動
 - オ 地域住民との参加と交流を促進する活動
 - カ 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める活動
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。
 - (1) 他の公共団体等が行う財政的支援を受けているもの又は受けようとしているものの対象であるもの
 - (2) 特定の個人や団体等の利益のために実施するもの又は生じた利益、残余財産等を構成員等に分配するもの
 - (3) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
 - (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
 - (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は別表により算定した補助基準額のいずれか少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額)を限度として、予算の範囲内で連合会が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて連合会に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 連合会は、前条の申請があったときは、一定の日時を定め審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとは認めるときは補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 連合会は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を補助金交付申請取下届出書により連合会に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、連合会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 連合会は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日の翌日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて連合会に報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 連合会は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）により、連合会に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 連合会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 連合会は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 連合会は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 連合会は、補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、連合会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日に制定し令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助基準額	補助対象外経費
連合会 活動事業	(1) 謝礼金等 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信費 (6) 手数料 (7) 保険料 (8) 委託料 (9) 使用料賃借料 (10) 備品購入費 (11) 備品の修理費 (12) 負担金分担金 (13) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの	地区連は別に定める	(1) 見舞金、慶弔費、贈答等の交際費 (2) 商品券、記念品、景品、賞品等の購入に要する費用 (3) アルコール類の購入又は飲食を主たる目的とした会合等の飲食に要する費用 (4) 事業全体を委託する場合の委託料 (5) 土地、家屋等の不動産の取得、造成、修理、修繕、補償及び保険に要する費用 (6) 領収書等により支払いを明確に確認することができない費用
町内会等 活動事業	(1) 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動	(1) 公衆街路灯の設置に係る経費 ア 共架式1灯につき10,000円 イ 小柱式1灯につき20,000円 (2) 公衆街路灯の維持管理に係る経費 ア 灯具の取替1灯につき12,000円 イ 10ワット以下の電気料金が適用される公衆街路灯1灯につき1,600円 ウ 10ワットを超える電気料金が適用される公衆街路灯1灯	(7) 補助事業の実施に直接関係のないものに要する費用 (8) 地区連及び町内会等の運営に係る費用 (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が社会通念上適当でないと認める費用

		につき2,000円 (3) 上記に掲げるもの以外は1事業につき50,000円	
	(2) 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動	(1) 資源・不燃物集積所における分別指導の体制確保に係る経費1か所につき18,000円 (2) 可燃物集積所におけるごみストッカー1基につき100,000円 (3) 上記に掲げるもの以外は1事業につき50,000円	
	(3) 地域の情報発信に係る活動	(1) 掲示板の設置に係る経費1基につき24,900円 (2) 掲示板の板の取替えに係る経費1基につき11,000円 (3) 上記に掲げるもの以外は別に定める	
	(4) 地域の環境美化に係る活動	1事業につき50,000円	
	(5) 地域住民との参加と交流を促進する活動	別に定める	
	(6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める活動	1事業につき50,000円	

備考 この表において、公衆街路灯の灯数は、補助対象者が当該年度の8月分電気料を支払った灯数とする。